

愛媛十全医療学院と東温市教育委員会の相互連携に関する協定書

一般財団法人積善会愛媛十全医療学院（以下「甲」という。）と東温市教育委員会（以下「乙」という。）は、相互の人的・知的資源の交流を図り、教育分野において多様に協力していくために協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、子どもの健やかな成長、教職員の資質・能力の向上及び学生の実践力育成等において、相互に協力し、学校教育の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条の規定に基づき実施する事項は、次の各号のとおりとする。

- （1）子どもの健やかな成長に関すること。
- （2）教職員の資質・能力の向上に関すること。
- （3）学生の実践力育成に関すること。
- （4）現代的教育課題に関すること。
- （5）その他甲・乙双方が必要であると認めること。

（連携方法）

第3条 甲及び乙が連携協力するに当たっては、教職員の派遣及び受け入れ、施設設備等の利用について、業務に支障のない範囲において、相互に便宜を供するものとする。

（学生の補助的活動への参加）

第4条 甲に在籍する学生は、教職員の指導の下、第2条に掲げる活動に補助的立場で参加することができる。学生の参加は、甲及び未成年者の場合にあっては保護者の同意を事前に得た上で行うものとし、その活動内容については甲及び乙と協議の上、決定する。

（安全管理及び事故対応）

第5条 甲は、第2条に掲げる活動の実施に当たっては、関係者の安全確保に万全を期すものとし、必要に応じて事前にリスクアセスメントを行う。

2 甲は、第2条に掲げる活動の実施前に、甲が加入する保険内容を乙に共有するものとする。

3 甲は、第2条に掲げる活動において、甲に在籍する学生に事故が発生した場合は、甲が別途規定する学則等学内規定に基づき、関係機関と連携し速やかに対応するとともに、保険の適用範囲の確認及び保護者への報告を行う。

（報告体制）

第6条 甲は、第2条に掲げる活動の進捗、実施状況、評価等について、定期的に乙へ報告するものとし、参加者からのフィードバックを基に改善提案を行い、次年度以降の活動に反映させる。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手側から知り得た秘密事項について、本協定有効期間中及び有効期間終了後を問わず、決して第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、相手方の承諾を得ている場合は、この限りでない。

（有効期間）

第8条 本協定は、締結の日から効力を発し、有効期間は令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに甲及び乙いずれからも改廃の申し入れが無いときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第9条 本協定に定める事項に疑義が生じたとき、又は本協定に定めるものの他に合意すべき事項が生じたときは、甲及び乙が協議の上、新たに定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲及び乙それぞれの署名の上、各1通を保有するものとする。

令和 7 年 6 月 1 1 日

甲 一般財団法人積善会
愛媛十全医療学院

乙 東温市教育委員会
教育長

松日吉郎

八木良